

精神障害者保健福祉手帳の しおり



みやこ町

精神障害者保健福祉手帳は、様々な福祉制度・福祉サービスの利用をしやすくするための手帳です。手帳には、障がいの程度によって1級から3級までの等級があり、その等級によって受けられる制度の内容が異なる場合があります。

有効期限が2年間あり、有効期限の3ヶ月前から更新の手続きができます。

■手帳を受けとられた方へ

次の場合は役場の担当窓口で手続きが必要です。

① 記載事項変更届

→手帳に記載している住所・氏名が変わったとき。

みやこ町外へ転出される場合には転出先市町村で手続きします。

② 再交付

→手帳を失くしたり、使用できないほど破損したとき。

写真（縦4cm×横3cm）と印鑑・申請書が必要です。

③ 返還

→障がいが回復し交付対象者に該当しなくなったときや、死亡等によって手帳が不要になったとき。

印鑑と手帳が必要です。

④ 更新

→手帳に記載されている有効期限の3ヵ月前から手続きができます。

指定医の診断書または障害年金証書・写真・印鑑・申請書が必要です。

役場でのお手続きの際は、
マイナンバー通知カード または
マイナンバーカードをご持参ください。



1. 税金について

税金の控除

所得税・住民税は、障がいの程度によって、障害者控除・特別障害者控除があります。また、贈与税・相続税・事業税についても控除がある場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

●住民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・みやこ町役場 税務課
： ０９３０－３２－２５１５

●所得税・贈与税・相続税・事業税・・・・・・行橋税務署
： ０９３０－２３－０５８０

自動車税の減免

手帳の交付を受けた方で、障がい等級等に一定の要件を満たしている場合、自動車税の減免を受けることができます。ただし、本人または同一生計者・常時介護者が所有している車に限ります。

【お問い合わせ先】

●軽自動車税・・・・・・・・・・・・・・・・・・みやこ町役場 税務課
： ０９３０－３２－２５１５

●普通自動車税・自動車取得税・・・・・・行橋県税事務所
： ０９３０－２３－２２１６



2. 旅客運賃・公共料金の割引について

平成筑豊鉄道

普通乗車券の場合

区分	割引率
1 級	本人・介護者とも 5 割引
1 級・2 級・3 級	本人のみ 5 割引

※乗車券の種類によって内容が異なります。詳細は乗車券購入前に各会社へお問い合わせください。

みやこ町福祉タクシー券

精神障害者保健福祉手帳の障がい等級が 1 級で、自動車税の減免を受けていない方。

詳しくは役場の介護福祉課にお問い合わせください。

NHK 放送受信料の減免

受信料が半額または全額免除になります。役場が窓口です。

全額免除	精神障害者保健福祉手帳を持つ人がいる世帯で、世帯構成員全員が非課税の世帯。
半額免除	障害の程度が 1 級の障害者が世帯主で、契約者の場合。

申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 精神障害者保健福祉手帳
- ③ 印鑑

携帯電話基本料金等の割引

手帳の交付を受けた方は携帯電話使用料の割引を受けることができます。

割引内容、申請方法は各会社で取扱が定められています。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

3. 年金・手当等について

障害基礎年金

国民年金加入中などに、病気やケガで障がい等級に該当する障害の状態になったときに受けられる年金です。

支給要件

- ・国民年金の加入中に初診日がある。
- ・以前に国民年金被保険者であった方で、
日本に住所があり60歳以上65歳未満の期間に初診日がある。
- ・20歳前に初診日がある。

※初診日とは、障がいの原因となった病気やケガで初めて医師の診断を受けた日のことです。

障害厚生年金

厚生年金加入中に、病気やケガで障がい等級に該当する障がいの状態になったときに受けられる年金です。

*どちらも一定の保険料納付期間等が必要です。また、精神障害者保健福祉手帳の等級とは関係ありません。

【問合せ先】

障害基礎年金について	みやこ町役場 住民課 住民係 0930-32-2510
障害厚生年金について	小倉南年金事務所『お客様相談室』 093-471-8873

特別障害者手当

在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に支給されます。

施設入所している時、また継続して3ヶ月を超えて入院しているときは支給されません。収入等により所得制限があります。

障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障害児（20歳未満）に対して手当を支給します。

児童福祉施設等に入所している時、また障がい理由とする年金を受けることができる時は支給されません。収入等によって所得制限があります。

心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）を扶養している保護者が加入して一定の掛金を納付することによって、不幸にも保護者が死亡したとき、また重度の障がいを負ったときに心身障害者（児）に対して終身年金が支給されます。

【特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害者扶養共済制度の問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

特別児童扶養手当

精神に障がいをもつ20歳未満の児童の父か母、また父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

児童福祉施設等に入所している時、また障がい理由とする年金を受けることができる時は支給されません。収入等によって所得制限があります。

【問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 子ども未来係

0930-32-2725

4. 医療について

自立支援医療（精神通院）

統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有するもので、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る医療費の支給を行うものです。

負担 自己負担額は原則医療費の1割負担となります。

ただし、世帯の所得に応じて、ひと月あたりの負担に上限額を設定します。

【自立支援医療の問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

重度障害者医療制度

重度障害者の健康を保持増進するため、自己負担額を超える医療費負担を助成する制度です。

【対象者】 満3歳以上の重度障害者児

① 精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者

後期高齢者医療制度

75歳以上の人と、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方が加入する医療制度です。

【対象者】 満65歳以上75歳未満の人で

精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者

【医療制度の問合せ先】

みやこ町役場 保険福祉課 医療保険係

0930-32-2516

5. その他

ふくおか・まごころ駐車場

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設・店舗等の障がい者等用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

精神障害者保健福祉手帳の障害等級 1 級 所持者が対象です。

【問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

